一般学生対象
家 計 急 変

大阪公立大学独自の授業料減免申請案内

予期せぬ災害等に見舞われ家計急変したことにより、授業料の納付が困難となった学生が事象発生直後に経済的な心配をすることなく学び継続ができる環境を整えるため、授業料減免（家計急変等）を実施しています。

1 申請対象者

- 高等教育の修学支援新制度の申請要件（家計に係る基準以外）※1、大阪公立等授業料等支援制度の対象となるための要件（家計の経済状況に関する要件以外）※2に該当しない者
- 成績基準を満たす者
  - 学部・学域生：申請年度前年度の累計 GPA が在籍する学部・学科・学年単位で上位 1/2 以内に属し、「学修計画書」（様式 1）で修学状況（計画）が確認できること。
  - 大学院生（大学院法学研究科法曹養成専攻以外）：「課題」（様式 2）にある研究計画（新入生は研究計画）が確認できること。
  - 大学院生（大学院法学研究科法曹養成専攻）：「課題」（様式 2）で学業における目的が確認できること。

※1 高等教育の修学支援新制度・支援措置の対象となる学生等の認定要件について
https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_gakushi01-1409388_05.pdf
※2 大阪公立大学等授業料等支援制度
https://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html

2 申請要件

次の要件に該当し、授業料の納付が困難な者

- 主な家計支持者の死亡
- 災害が発生したことにより被災した者
- 学生または学生の家計支持者が、災害発生時所有し、居住している家屋で発生した災害（別荘、災害発生時に同一生計になかった者の所有する家屋は対象外）。
  - 災害救助法・激甚災害の指定有無は問わず、個人レベルの災害（住宅の火災等）も含む。
  - 罹災証明書により、罹災したことの証明ができるもの。

3 申請受付

- 随時受付を行いますが、申請前に必ず相談をしてください。相談の結果、申請可能と判断した場合に申請書を交付します。
- 申請は、6ヶ月以内に発生した事象に対し受付します（新入生は、入学1年前（4月入学の場合、前年4月1日から当年3月31日まで）に発生した者に対し、入学月月末までに申請した場合に限ります）。

4 授業料減免の適用期間

- 1申請要件に対し、1回のみ申請を受け付けます。
- 授業料減免（4月実施）に申請をしている場合、申請を取消することは可能ですが、5月末までの申出に限ります。
- 1申請に対し、前期または後期授業料の授業料を免除する。
  - ４月末までに申請した場合は、前期授業料を免除します。
  - ９月末までに申請した場合は、後期授業料を免除します。

5 申請書類及び免除区分

申請理由① 主な家計支持者の死亡

申請理由	証明書類	免除区分
主な家計支持者の死亡	戸籍謄本 又は死亡診断書（死亡届）	前期分または後期分を 全額免除

申請理由② 災害が発生したことにより被災した者

提出書類	被害認定区分	免除区分	納付額 大学院法学研究科 法曹養成専攻 2022 年度以降入学生を除く	納付額 大学院法学研究科 法曹養成専攻 2022 年度・ 2023 年度入学生
罹災証明書	全壊又は大規模半壊	前期分または後期分を全額免除	－	－
	中規模半壊又は半壊	前期分または後期分を 2/3 免除	89,300 円	134,000 円
	準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）	前期分または後期分を 1/3 免除	178,600 円	268,000 円

※ 長期履修制度を申請している場合は、納付額が異なります。

6 結果通知

申請から1か月位以内に申請者あて結果を通知します。

7 申請相談・問い合わせ

学生課 経済支援担当（授業料減免）
gr-gks-genmen@omu.ac.jp／平日 9:00～17:15